

かすみがっら 広報 10 2019

kasumigaura public relations

お知らせ版

まちづくりファンド助成事業の募集

まちづくりに関する活動を支援

市内でまちづくりに関する活動を自主的に行い、これからも継続的な活動が見込まれ、活動趣旨に賛同する市民が容易に参加でき、次の要件を満たす団体に助成します。

▶要件

●市民団体

- ① 満 18 歳以上の構成員 5 人以上で組織され、構成員の 3 分の 2 以上が市民であること
- ② 定款、規約などを定め、団体意思が明確であること

●特定非営利活動法人

- ① 主たる事務所を市内に置いていること
- ② 活動が市内で行われていること

▶対象事業

地域の景観や環境整備などに関するハード事業および地域の活性化のためのイベントなどに関するソフト事業



↑英会話教室を開催

▶補助金の額

●ハード事業

補助率：10 分の 8 以内
(公共性が高いと認めた場合は 10 分の 9.5 以内)
交付限度額：予算の範囲内

●ソフト事業

補助率：10 分の 8 以内
交付限度額：320 万円以内

▶提出書類

- ① まちづくりファンド助成事業実施計画書
- ② 団体の活動内容および活動実績
- ③ 交付対象事業の計画書および収支予算書
- ④ 見積書の写し、現地写真など
- ⑤ 団体規約などの写し
- ⑥ 令和元年度における団体の収支予算書
- ⑦ 平成 30 年度における収支決算書

▶申込期限 12 月 20 日(金)まで

※詳細は市ホームページをご覧ください
お問い合わせください。



問 市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

住民票・マイナンバーカード

旧姓(旧氏)の併記ができるように

11 月 5 日(火)から住民票やマイナンバーカードなどに旧姓(旧氏)を併記することができるようになります。併記されることで、旧姓(旧氏)が各種証明書に使うことができます。

▶こんなときに役立ちます

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。
- 就職や転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。

▶旧姓の併記には請求手続が必要です

- 旧姓併記のための請求手続は 2 段階

step1 旧姓が記載された戸籍謄本などを用意

step2 用意した戸籍謄本などと一緒にマイナンバーカードを持って市役所窓口へ

※詳細は市ホームページをご覧ください
お問い合わせください。



問 市民課(千代田庁舎)

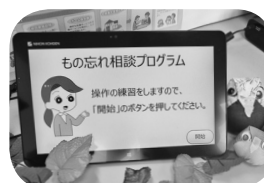
認知症セルフチェック

物忘れ相談プログラムで早期発見

千代田庁舎介護長寿課窓口にて、タッチパネルで認知症をセルフチェックする機器「物忘れ相談プログラム」を設置しています。

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気です。認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)を含めると 4 人に 1 人が認知症とその予備軍と言われています。認知症は早期に発見・治療することで進行を遅らせたり症状を緩和したりすることができます。

テストは無料で、5 分程度で結果がわかりますので、セルフチェックを行い認知症の早期発見をしていきましょう。



問 介護長寿課(千代田庁舎)

くらし

市民ふれあいスポーツフェア2019開催

今年のテーマは「観て楽しい！参加すればもっと楽しい」です。サッカーやテニスなど約20以上のスポーツを楽しむことが出来ます。また、6種類のスポーツを楽しんでスタンプを集めると景品がもらえます。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

日時 10月13日(回)午前9時～

場所 わかべ運動公園

※雨天の場合14日(回)に順延

園 スポーツ振興課

☎0299(8897)0511

10月は「飼い主ナー向上推進月間」

平成31年4月1日から、犬の放し飼いの罰則が強化され、『30万円以下の罰金』になりました。犬の放し飼いはとても危険です。特に子どもやお年寄りへのかみつき事故は、命に関わる重大事故になります。放し飼いは絶対にやめましょう。ぜひこの機会にペットの飼い方を見直しましょう。



園 生活環境課(霞ヶ浦庁舎)

敬老式典の日程のお知らせ

日時 10月19日(回)午前10時～

場所 千代田公民館(講堂)

日時 10月26日(回)午前10時～
場所 体育センター
園 介護長寿課千代田庁舎

下水道を守るための正しい使用のお願い

下水道は適切に利用しましょう。下水道は、家庭、事業場や工場からの排水を集めてきれいにし、川や湖などへ返す施設です。しかし、使い方を誤ると下水管の詰まりや処理機能が低下します。油は拭き取り、調理くずは水切りネットなどを利用したり、水に溶けない紙類は、ごみとして出すなど。

下水道は、自然環境や生活環境をより良くするための公共財産です。出来るだけ長持ちさせることも、皆さんが快適に利用できるよう、一人一人のご協力をお願いいたします。

園 下水道課 ☎0299(8897)1346

農地利用実態調査のお知らせ

農地所有者を対象に農地の利用実態・貸付意向を把握するため、農地利用実態調査を行います。10月中旬に調査票が届きますので、協力をお願いします。

園 農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

新作物等作付支援事業のお知らせ

永年性作物の植栽経費の一部を助成し、産地の維持・継続を支援します。

【交付対象作物】

交付の対象となる新作物などは、果樹など永年性作物で、地域の継続的な農業振興に資するものです。交付対象作物は、条件がありますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

対象者 収穫物を出荷・販売する計画のある方

対象面積 5アール以上

助成額 経費の2分の1以内

(上限額2万5千円/5アール)

園 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)



農地中間管理事業の活用について

茨城県農地中間管理機構では、農地を借り受け、地域の担い手(農業者など)へ転貸する事業を行っています。

●農地を貸したい方

対象 農地の所有者

農林水産課で相談後、貸し借りが可能な農地であるか審査をします。その後、担い手を探します。

●農地を借りたい方

対象 農地の貸し借りが可能な方(農業者など)

農林水産課で相談後、「貸受希望申込書」に必要事項を記入します。その後、希望する農地を探します。

【農業を営んでいる方へ】

経営規模の縮小や離農をお考えの方は、その後の農地活用方法について農林水産課までご相談ください。なお、果樹や

ハウスなどの施設がある農地でも相談に応じます。

園 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

茨城県風しん抗体検査事業【要予約】

先天性風しん症候群の発生を防ぐため、妊娠を希望する女性などが医療機関において、無料で風しん抗体検査を受けられる「風しん抗体検査事業」を実施しています。

期 間 令和2年3月31日(回)まで

場 所 委託を受けた県内の医療機関

対象者 県内に居住し、いずれかの要件に該当する方(対象外の場合もあり)

①妊娠を希望する女性

②配偶者などの同居者

③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者など

※詳細はホームページまたはお問い合わせください。

園 茨城県保健福祉部疾病対策課

☎0299(301)3333



茨城県HP

募集

「オレンジリボンたすきリレー」ランナー募集

北は日立市、南は土浦市から茨城県庁を目指す、国道5号を各市町村のランナーがオレンジ色のたすきをリレーでつなぎ「子ども虐待防止啓発活動」を実施します。

日時 11月1日(回)午前9時～正午

募集 10人程度

区間 ダイユースイートン千代田庁舎～恋瀬橋ロードパーク

※詳細はお問い合わせください。

園 子ども家庭課子ども未来室千代田庁舎

認知症サポーター養成講座募集

認知症サポーターの養成講座の受講生を募集します。「認知症キヤラバンメイト」が講師として地域へ出向き講座を行います。講座を開催するためには、10人以上の団体(地区や自治会などの集まりや企業など)で申し込みが必要となります。認知症サポーターの養成講座を希望される方は、お問い合わせください。

園 地域包括支援センター

☎0299(59)2111

令和2年度茨城県立農業大学校入学生募集

募集 農業部 農学科40人・畜産学科10人・園芸部(園芸学科30人)

※1年生は全寮制、2年生は希望入寮制。

対象 高校などの卒業の方もしくは令和2年3月卒業見込みの方

受付 一般入試・前期(各学科)

試験日 11月11日(回)～12月6日(回)

試験日 12月12日(回)

※詳細はホームページまたはお問い合わせください。

園 茨城県立農業大学校

☎0299(392)0010



茨城県HP

元気いばらき就職面接会

就職面接会(事前予約不要、参加費無料)を開催します。

日時 10月24日(回)午後1時～3時半

場所 つくば市役所本庁舎

(つくば市研究学園1-1-1)

園 いばらき就職支援センター(県南地区センター)

☎0299(885)3410

相談

なんでもかんでも相談

「子ども将来、相続や不動産、離婚問題などで困っているなど、些細なことから専門的なことまであなたの悩みをお聞かせします。」

日時 10月19日(回)午後1時半～4時半

場所 やまのり館

※司法書士、行政書士による法律相談は予約制となります。

園 社会福祉協議会

☎0299(888)2527

行政書士の面談による無料相談会

遺言や相続、行政手続きなどお悩みの点に関する相談を面談で行います。

日時 10月19日(回)午前10時～午後4時

場所 あじさい館

園 茨城県行政書士会県南支部

☎0299(88)3333

有料広告欄

▶ 広告掲載企業を募集しています。会社やお店の宣伝、商品の紹介にご活用ください。対象や料金など、詳しくは情報広報課(霞ヶ浦庁舎)にお問い合わせください。

有料広告欄

▶ 広告掲載企業を募集しています。会社やお店の宣伝、商品の紹介にご活用ください。対象や料金など、詳しくは情報広報課(霞ヶ浦庁舎)にお問い合わせください。

水道料金改定

10月1日から水道料金の変更

10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられたことにより、料金に変更となりました。公営企業である水道事業は、消費税の納税義務者であり、消費税が課税されています。このため利用者の皆さんには、消費税相当額を含んだ水道料金をご負担していただくこととなります。効率的な事業運営と健全な経営により「安全で安心な水道水」をお届けできるよう努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶改定後の料金表 水道料金および水道メーター使用料(1カ月につき)

水道料金表						
種別	基本料金			超過料金		
	水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)
一般用 共用 営業用 団体用	0	1,620.0	1,650.0	1 ~ 10	48.6	49.5
				11 ~ 30	205.2	209.0
				31 ~ 50	226.8	231.0
				51 ~ 100	259.2	264.0
				101 ~	270.0	275.0
臨時用					810.0	825.0

水道メーター使用料					
口径 (mm)	改定前 (円)	改定後 (円)	口径 (mm)	改定前 (円)	改定後 (円)
13	54.0	55.0	40	216.0	220.0
20	108.0	110.0	50	1,080.0	1,100.0
25	118.8	121.0	75	1,404.0	1,430.0
30	183.6	187.0			

※令和元年9月30日以前から継続して上水道をご利用いただいている場合は、消費税法改正に伴う経過措置の適用により、11月検針分(12月請求分)から改定後の料金表が適用となります。

※水道料金表、水道メーター使用料は、消費税法に基づきすべて消費税込の表示です。

◎詳細は水道課までお問い合わせください。

☎ 水道課 ☎ 029-897-1346

下水道・農業集落排水料金改定

10月1日から下水道・農業集落排水料金の変更

10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられたことにより、料金に変更となりました。利用者の皆さんには、消費税相当額を含んだ下水道・農業集落排水料金をご負担していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いします。

▶改定後の料金表 下水道料金(1カ月につき)

基本水量・料金			超過水量・料金		
水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)
10	1,188.0	1,210.0	11 ~ 20	129.6	132.0
			21 ~ 30	140.4	143.0
			31 ~ 50	151.2	154.0
			51 ~ 100	162.0	165.0
			101 ~ 500	172.8	176.0
			501 ~ 1,000	183.6	187.0
			1,001 ~	194.4	198.0

※令和元年9月30日以前から継続して下水道・農業集落排水をご利用いただいている場合は、消費税法改正に伴う経過措置の適用により、11月検針分(12月請求分)から改定後の料金表が適用となります。

※下水道料金表は、消費税法に基づきすべて消費税込の表示です。

※自家水(井戸)のみ、または水道水と自家水を併用している場合は、1人あたり6m³を使用として世帯人員分で算定します。

◎詳細は下水道課までお問い合わせください。

☎ 下水道課 ☎ 029-897-1346